

「子ども・子育て支援事業計画」及び計画策定における利用希望の把握「ニーズ調査」の実施について

1 制度上の位置付け

利用希望の把握（ニーズ調査の実施） → 子ども・子育て支援事業計画の策定

●子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（5年間）について、「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載

●「量の見込み」は、「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を踏まえて設定

●子ども・子育て支援法 →

- ・子どもの数、子どもの保護者の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向等を勘案して作成
- ・子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するように努める
- ・これらの事情を勘案して作成するように努める

▶▶▶ 子ども・子育て支援新制度では、住民の利用希望を把握する必要性が高い  
（※次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画には、上記の規定はなし）

《参考》

子ども・子育て支援法第62条（抄）

- 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。
- 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

2 計画の概要

市町村子ども・子育て支援事業計画とは→

市町村は、国の定める基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとした。（法第61条及び第62条）

- 計画期間：平成27年4月から平成31年3月まで（5か年）
- 計画の趣旨：「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」、その他「子ども・子育て関連3法」に基づく取組について、地域のニーズを反映して策定する。

《計画の主な記載内容》

一 必須事項一

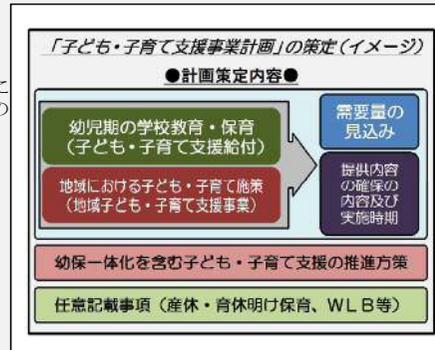
▶ 幼児期の学校教育・保育、地域における子ども・子育てに関する施策に係る事業量の見込み及びその提供体制の確保の内容と実施時期

※ニーズ調査結果を踏まえて量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期を明記する

▶ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策

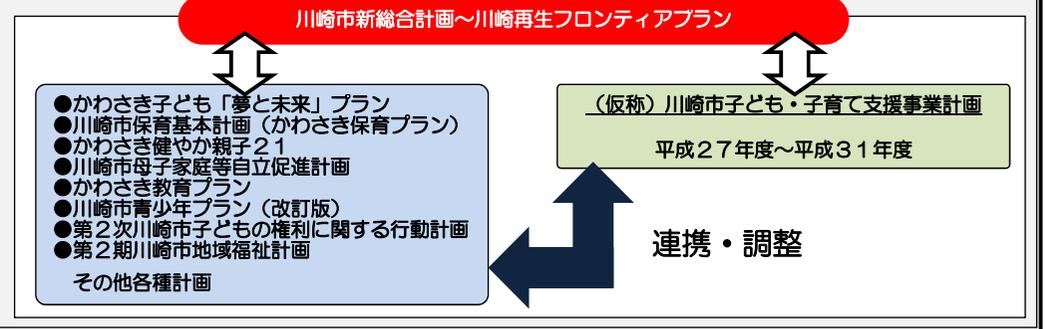
一 任意事項一

- ▶ 産後休業、育児休業明けのスムーズな保育利用の方策
- ▶ 都道府県が行う事業との連携方策
- ▶ 職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）に関すること など



3 現行制度との調整

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、市の基本方針である「川崎市新総合計画～川崎再生フロンティアプラン～」をはじめ、川崎市次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』など、子ども・子育てに関する各種計画との整合性を図る必要があります。



4 計画の構成案（イメージ）

■計画の策定にあたって

- ・策定の背景と趣旨 ・計画の位置づけ ・計画の期間 ・計画の対象 等
- ・これまでの取組状況（次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン）

■子どもと家庭をとりまく環境の変化

- ・子どもをめぐる状況 ・川崎市の子どもと家庭の現状 等

■計画の基本方向

- ・基本的視点 ・基本理念 ・基本目標 ・施策の体系 等

■子ども・子育て支援の充実に向けた取組

- ・事業量の設定 ・実施の時期 等

■計画の推進に向けて

- ・家庭、地域、企業、行政の役割 ・計画の進行管理 等

■資料編



5 制度の実施に向けた今後のスケジュール（イメージ）

